

土浦市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書及び令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和5年8月7日

土浦市監査委員 藤田 雪 絵  
土浦市監査委員 寺内 充





土公発第 11 号  
令和5年7月25日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿  
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子  
(担当課：公園・施設管理課)



令和3年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	<p>都市公園条例に基づく占用許可の際、条例に定めのない事務処理を行っていた。</p> <p>都市公園条例では、占用の使用料を算定する際、面積を用いる場合に端数が生じるときは、端数処理をせず、算定することになっているが、土浦市道路占用料条例第5条の規定を任意に準用し、算定したことによって使用料を過大に徴収していたことから、適正に処理されたい。</p>
講じた措置の内容	<p>上記措置すべき内容について、当該都市公園条例を改正し、使用料の算定方法について規定を定めました。</p> <p>なお、過大に徴収した使用料については、令和5年5月に返還いたしました。</p>





土公発第12号  
令和5年7月25日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿  
土浦市監査委員 寺内 充 殿



土浦市長 安藤 真理子  
(担当課：公園・施設管理課)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果  
(指摘事項)

- 霞ヶ浦総合公園は、都市公園であるため都市公園法に基づき占用等の許可を行うが、同公園には市が設置した部分と県が設置し、市が管理の許可を受けている部分があり、県が設置した部分については、市では、都市公園法に基づく許可が行えず、霞ヶ浦文化体育施設条例のように条例を定めているものに限って許可が行えるものであるところ、埋設管の設置に係る都市公園法の許可を行った件については、県が設置した部分にまたがっているにもかかわらず、市がその全て区間の許可を行ってため、適正に処理されたい。
- ネイチャーセンターは、霞ヶ浦総合公園内にあり、当該施設に自動販売機を設置する場合は、都市公園法に基づき都市公園の占用又は公募対象公園施設の設置の許可を行うべきものである。  
しかし、同施設の管理業務を委託している産業文化事業団に行政財産の目的外使用許可を行い、同事業団が自動販売機を業者選考の上設置しているが、指定管理者が自主事業として自動販売機を設置するなら理解できるものの、当該施設は業務委託をしているのみで、その受託者が自動販売機を設置し、その収入を得ることは適切とは言えず、当該施設は、行政財産ではあるものの都市公園法の適用を受ける施設であり、地方自治法に基づく許可を行うことも適切でないため、適正に処理されたい。
- 霞ヶ浦文化体育館は、県が設置した施設であり、都市公園施設の管理の許可を市が受けて管理している施設で、当該施設に関しては、都市公園法による許可ができないことから、霞ヶ浦文化体育施設条例で当該施設の管理に必要な事項を定めている。  
当該施設は、県が所有しており、市の行政財産ではないことから、自動販売機の設置について、市が地方自治法に基づく行政財産の目的外使用の許可を行うことはできず、当該条例に自動販売機の設置に関する定めもないことから当該条例により許可することもできないため、適正な処理をされたい。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">監査の結果 (指摘事項)</p>	<p>4 都市公園条例に基づく占用許可を行う際は、都市公園条例により使用料を算定することになるが、当該条例に定めのない端数処理や使用料が年額で定められたものの月割りを行うことにより、本来もらうべき使用料よりも少なく徴収しているものがあるため、適正に処理されたい。 当該条例には端数処理等に関する定めがないことから、必要に応じ、条例を改正することも検討されたい。</p> <p>5 道路法第32条第1項によれば、道路に同項各号に掲げる工作物等を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならないとされているが、認定市道であるモール505で行う数日間の撮影行為については、その対象とならないにもかかわらず、同法に基づく道路の占用の許可を行っていた。 さらに、同法に基づく占用料が算定できないため、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用の許可の算定方法により道路占用料を算定し、徴収することも不適切であるため、適正な処理をされたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">講じた措置の内容</p>	<p>1 都市公園の占用許可申請者に対し、県又は市が設置した公園部分に応じた公園占用許可の申請について確認を行い、公園設置者に応じ申請するよう改めました。</p> <p>2 自動販売機の占用許可申請者に対し、市への公園占用許可の申請について確認を行い、市へ申請するよう改めました。</p> <p>3 自動販売機の占用許可申請者に対し、県への公園占用許可の申請について確認を行い、県へ申請するよう改めました。</p> <p>4 措置すべき内容について、当該都市公園条例を改正し、使用料の算定方法について規定を定めました。</p> <p>5 措置すべき内容について、当該道路法に基づく許可とするとともに、土浦市道路占用料条例に基づく占用料の徴収を行うよう改めました。</p>